

Disclosure Report 2006



会 社 概 要

(2006 年度版)

大阪市西区阿波座 1 丁目 10 番 14 号

株式会社 コムテックス

代表取締役 小 椋 洋

【はじめに】

本書は、日本商品先物取引協会の「ディスクロージャー項目記載要領」に基づき、平成18年3月期（平成17年4月～平成18年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株式会社 コムテックス
代表者名	代表取締役社長 小 椋 洋
所在地	大阪府大阪市西区阿波座1丁目10番14号
電話番号	06-6543-2118 (代)

② 会社の沿革

年 月	事 項
昭和30年 4月	大阪市西区において、資本金150万円で商品仲買人（現 商品取引員）業務を目的とする株式会社山三商会を設立。大阪穀物取引所に商品仲買人として登録する。
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による商品仲買人登録制から商品取引員許可制への変更に伴い、農林大臣（現 農林水産大臣）より商品取引員の許可を受ける。
昭和52年 7月	昭和50年の商品取引所法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、農林水産大臣より商品取引員の許可の更新を受ける。
昭和57年 3月	米国に駐在代理人を置く。
昭和59年 1月	大阪市西区に大阪支店を開設。
昭和60年 5月	広島市中区に広島支店を開設。
昭和60年 6月	東京穀物商品取引所の商品取引員として許可を受ける。
昭和60年 9月	東京都中央区に東京支店を開設。
昭和61年 2月	大阪繊維取引所（現 大阪商品取引所）綿糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和61年11月	東京砂糖取引所（現 東京穀物商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	神戸ゴム取引所（現 大阪商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 4月	パソコン通信を利用した商品先物取引の情報提供サービスを開始。
昭和63年 6月	大阪繊維取引所（現 大阪商品取引所）毛糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 8月	情報処理提供サービス部門を分離し、株式会社コンピュネットを設立。
平成元年12月	東京都渋谷区に渋谷支店を開設。
平成 3年 7月	通商産業大臣より準誘導基準適合会社に認定される。
平成 3年 9月	東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 3年11月	平成2年の商品取引所法改正により第一種、第二種の区分許可制が導入され、第一種商品取引受託業の許可を更新。
平成 6年 4月	日本商品ファンド業協会（現 社団法人日本商品投資販売業協会）賛助会員となる。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所（現 大阪商品取引所）天然ゴム指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 5月	関門商品取引所（現 福岡商品取引所）農産物市場の商品取引員として許可を受ける。

年 月	事 項
平成 7年 6月	福岡市博多区に福岡支店を開設。
平成 7年11月	株式会社コムテックスに商号変更。
平成 9年 3月	資本金を12億4,500万円に増資。
平成 9年 4月	東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年11月	商品取引員である乙部米穀株式会社（現 株式会社ユニテックス）に資本参加。
平成 9年11月	名古屋市中区に名古屋支店を開設。
平成10年 1月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業者協議法人としての許可を受ける。
平成10年 2月	社団法人日本商品投資販売業協会正会員となる。
平成10年 7月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年10月	インターネットホームトレード「コンパス」（現在の名称は「トレードワン」）を開始。
平成11年 6月	東京工業品取引所石油市場における商品取引員として許可を受ける。
平成11年 9月	外国為替取引業務を開始する。
平成12年 3月	大阪商品取引所毛糸市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止。
平成12年 5月	東京支店を東京都中央区八重洲に移転し、東京本部に改称。
平成13年 1月	大阪商品取引所綿糸市場の受託業務を廃止。
平成13年 8月	中部商品取引所石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成13年10月	東京都新宿区に新宿支店を開設。
平成14年 6月	関西商品取引所水産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 8月	大阪商品取引所ニッケル市場の商品取引員として許可を受ける。
平成15年10月	岡山市蕃山町に岡山支店を開設。
平成16年12月	東京都中央区に日本橋支店（外国為替業務に特化）を開設。
平成16年12月	新宿支店を廃止。
平成17年 3月	岡山支店を廃止。
平成17年 3月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得する。
平成17年 4月	クリアリングハウス制度の導入に伴い、株式会社日本商品清算機構における清算資格を取得する。
平成17年 5月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入する。
平成17年 9月	資本金を15億円に増資。
平成17年12月	外国為替取引業務をアテナFX株式会社（100%出資の子会社）に全面的に移管し、それに伴い外国為替取引業務に特化していた日本橋支店を廃止。

③ 会社の目的

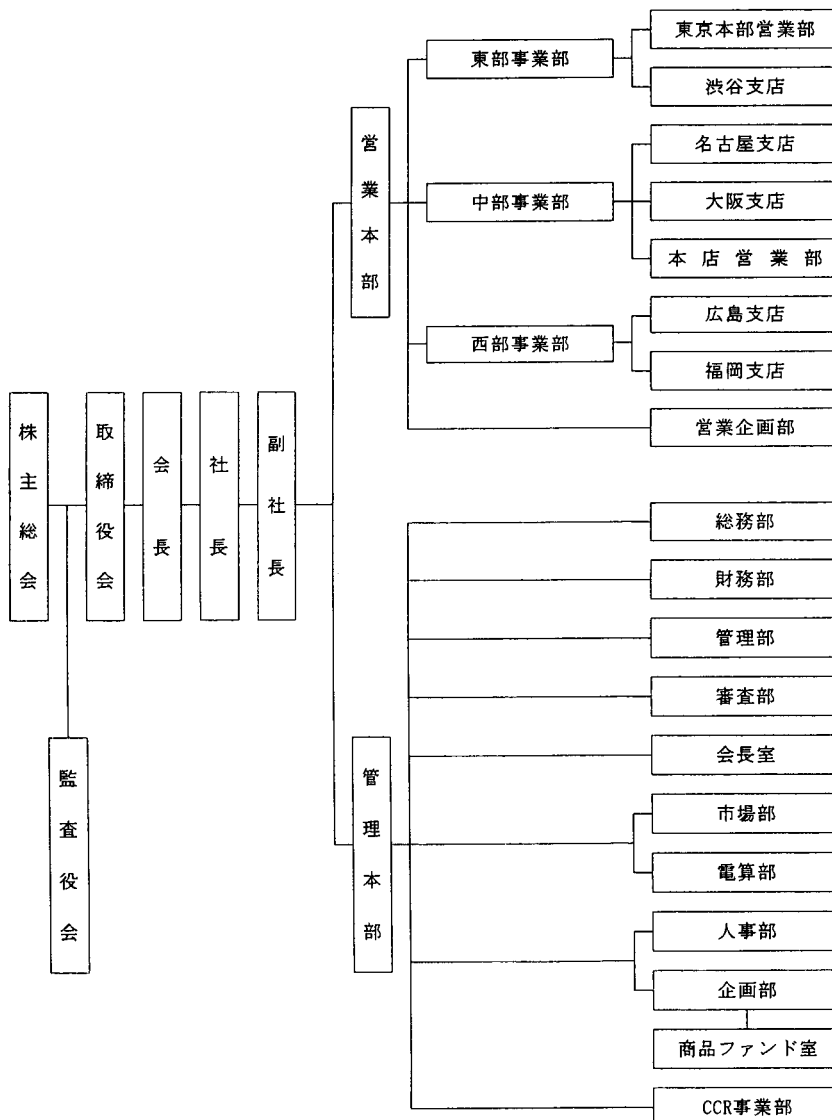
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び売買取引の受託業務。
2. 商品取引所法第2条第4項第1号及び第2号の商品に係る国内及び海外における売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び投資。
3. 貴金属製品、宝石及び装身具の販売。
4. 上記各号の物資の輸出入、加工、輸送並びに保管。
5. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業。
6. 不動産の所有、売買、賃貸借、仲介及び管理。
7. 有価証券の所有、投資及び管理。
8. 外国為替取引。
9. 金融先物取引法に基づく金融先物取引業。
10. 上記各号に附帯する一切の業務。

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は以下のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令「16 総合第 1870 号」、経済産業省「平成 17・03・16 商第 1 号」）

取 引 所 名	市 場 名	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所	農 産 物	小豆、一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆オプション、とうもろこしオプション
	砂 糖	粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所	貴 金 属	金、銀、白金、パラジウム、金先物オプション
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴ ム	ゴム (RSS 3号)
中部商品取引所	石 油	ガソリン、灯油、原油、軽油
	石 油	ガソリン、灯油、軽油
関西商品取引所	農 産 物	小豆、NON-GMO大豆
	農 産 物 ・ 飼 料 指 数	国際穀物等指数、コーヒー指数
	水 産 物	冷凍えび
大阪商品取引所	アルミニウム	アルミニウム
	ゴ ム	ゴム (RSS 3号、TSR 2 0)
	天 然 ゴ ム 指 数	天然ゴム指数
	ニ ッ ケ ル	ニッケル
福岡商品取引所	農 産 物	小豆、IOM一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、プロイラー

(注) 福岡商品取引所の小豆は平成17年9月1日より取引を休止しています。

東京工業品取引所の軽油は平成18年2月24日より取引を休止しています。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

・ 商品投資販売業

(注) 外国為替取引業務は平成17年12月31日付で当社の100%出資子会社であるアテナFX株式会社へ全面的に移管いたしました。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪市西区阿波座1丁目10番14号	06-6543-2118
東京本部	東京都中央区八重洲2丁目8番1号	03-5203-8211
渋谷支店	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	03-5421-8200
名古屋支店	名古屋市中区丸の内2丁目18番25号	052-218-6971
大阪支店	大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	06-6347-4811
広島支店	広島市中区立町2番27号	082-546-0011
福岡支店	福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号	092-475-8171

(注) 外国為替業務に特化していた日本橋支店は、外国為替業務をアテナFX株式会社に全面的に移管したことに伴い、平成17年12月31日付にて廃止しております。

⑥ 財務の概況 (平成18年3月期)

(単位：千円)

(a) 資本金	1,500,000
(b) 純資産額 ※	8,312,429
(c) 総資産額	20,857,979
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	8,189,335 (7,517,676)
(e) 経常利益	1,692,621
(f) 当期純利益	1,028,828

(注) ※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式の総数

発行済株式の総数 3,444,000株

(平成18年3月31日現在)

(注) 自己株式を消却したことにより、前期に比べて305千株減少しております。
当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位7名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
株式会社山三商会	1,254	36.4
桜井明	1,243	36.1
コムテックス従業員持株会	442	12.8
桜井 愷子	150	4.4
小 椋 洋	27	0.8
原 田 浩二	24	0.7
桜 井 一 明	22	0.6

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数 (千株)
代表取締役 会 長	桜井 明 (昭和13年1月19日生)	1,243
代表取締役 社 長	伊藤 進 (昭和22年5月21日生)	10
代表取締役 副 社 長	小 椋 洋 (昭和30年1月30日生)	27
取 締 役 (営業本部長)	豊福 康介 (昭和38年7月1日生)	19
取 締 役 (西部事業部長)	別宮 伸一 (昭和39年3月30日生)	20
取 締 役 (管理本部長)	伊藤 一夫 (昭和23年1月10日生)	2
取 締 役 (管理部長)	安藤 学 (昭和36年10月4日生)	15
取 締 役 (市场部・電算部長)	西川 秀行 (昭和33年12月21日生)	9
取 締 役 (企画部・人事部長)	佐々木 紳 (昭和30年6月29日生)	6

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数 (千株)
取締役 (財務部長)	吹田 初 (昭和25年10月29日生)	5
取締役 (非常勤)	桜井 治 (昭和23年5月12日生)	-
監査役 (常勤)	前田 忍 (昭和26年1月2日生)	1
監査役 (非常勤)	曾我 乙彦 (昭和12年9月3日生)	-
監査役 (非常勤)	田中 成人 (昭和12年9月16日生)	-
計	14名	1,357

- (注) 1. 監査役曾我乙彦、田中成人両氏は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	315人	267人	48人	234人	81人
平均年齢	31.6才	32.6才	25.1才	30.3才	35.0才
平均勤続年数	5.0年	5.7年	2.0年	4.7年	6.3年
外務員数	222人	217人	5人	194人	28人

2. 営業の状況

① 営業方針

お客様に安心してお取引いただける財務、経営基盤を目指し、更なるコンプライアンスの徹底により、一層の信用と信頼を得る営業展開を進めるとともに、商品先物取引の啓蒙、資産運用としての有効性等を広く認知していただけるよう、著名な知識人を講師として経済講演会を各地で開催してまいります。

また、インターネットを利用してのお客様に満足していただける情報を提供し、資産運用の選択肢として商品先物取引のみならず商品ファンドの販売についても取り組んでまいります。

今後もお客様と共に成長し発展する企業として「GROW UP TOGETHER」を合言葉に、業界のリーディングカンパニーとしてお客様に選択される企業となるべく一層の努力を重ねてまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国の経済は、輸出・設備投資の回復に加え、個人消費の増加により持続的な景気拡大が続いており、10年余りにわたる長期停滞のトンネルを抜け出したと言えるでしょう。また、「日はまた昇る」という見方が海外で現れるなど海外投資家も積極的な評価を行い始めました。

一方、商品先物取引業界は、平成17年5月の改正商品取引所法の施行や(株)日本商品清算機構(JCCH)への清算業務の移管など当業界始まって以来の大変革期を迎えております。新規上場に関しては、コメの上場が平成18年4月に農林水産大臣より不認可となり、永年の悲願は実現できませんでした。

全国7商品取引所における出来高は、107,744千枚(前期比20.0%減)となり、2期連続でのマイナスとなったものの、6期連続の1億枚台は保ちました。商品市場別で見ると、全商品の中で最高の出来高だった金をリード役として貴金属市場の出来高は30,055千枚(前期比6.1%増、シェア27.9%)と前年を上回ったほか、RSS3号の活況を受けたゴムも9,384千枚(前期比167.3%増、シェア8.7%)と大きな伸びを見せました。しかし、イランの核問題を背景としてNY原油が史上最高値を更新し続けたものの、石油市場の出来高は42,568千枚(前期比39.2%減、シェア39.5%)と前年を大きく下回り、農産物市場も出来高23,562千枚(前期比13.9%減、シェア21.9%)と出来高を減少させました。

③ 営業の経過及び成果

当社の預り証拠金は、8,781百万円(前期比12.2%減)となりました。売買高は4,440千枚(前期比33.4%減)となり、市場別では農産物市場が2,266千枚(前期比35.6%減、シェア51.0%)、石油市場が571千枚(前期比64.6%減、シェア12.9%)、ゴム市場が648千枚(前期比13.7%増、シェア14.6%)、貴金属市場が782千枚(前期比65.7%増、シェア17.6%)となり、受取手数料は7,517,676千円(前期比27.2%減)となりました。

この結果、営業収益は8,189,335千円(前期比27.9%減)、経常利益は1,692,621千円(前期比59.3%減)、当期純利益は1,028,828千円(前期比51.9%減)となりました。

なお、平成17年度における受取手数料及び売買損益の内訳は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第51期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		商品先物取引	
農産物市場			4,070,691
砂糖市場			33,840
貴金属市場			1,919,630
アルミニウム市場			248,498
ゴム市場			613,931
石油市場			604,683
水産物市場			80
農産物・飼料指数市場			19,045
天然ゴム指数市場			7,275
合計			7,517,676

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第51期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		商品先物取引	
農産物市場			67,348
砂糖市場			1,130
貴金属市場			11,762
アルミニウム市場			26,887
ゴム市場			160,692
石油市場			60,016
水産物市場			1
農産物・飼料指数市場			28,849
天然ゴム指数市場			△ 23,931
合計			332,755

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別	第51期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		1,924,163	342,171	2,266,334
砂糖市場		9,753	1,645	11,398
貴金属市場		360,348	422,201	782,549
アルミニウム市場		74,710	21,140	95,850
ゴム市場		302,142	346,840	648,982
石油市場		249,215	321,925	571,140
水産物市場		183	4	187
農産物・飼料指数市場		6,302	11,003	17,305
天然ゴム指数市場		3,789	42,927	46,716
合計		2,930,605	1,509,856	4,440,461

- (注) 売買高には、オプション取引に係る売買高を含めて計算しております。
また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

商品先物取引業界は、平成 17 年 5 月の改正商品取引所法の施行、日本商品清算機構の稼働など、大きな変化への対応に苦慮する企業も少なくなく、大変革の時を迎えております。

この様な状況下において、当社は今後も業界のリーディングカンパニーとしてお客様に選択される企業を目指し、その取り組むべき課題として以下の事項を推進してまいります。

(1) コンプライアンスの徹底

更なるコンプライアンスの徹底により、お客様の一層の信頼を得る努力を怠りません。

(2) 経営基盤の強化

お客様に安心してお取引いただけるよう、財務基盤・経営基盤の強化を推進します。

(3) 利便性の向上

お客様の視点に立った業務の改善や迅速かつきめ細かい情報の提供等を進め、お客様の利便性向上に努めます。

(4) 収益の多様化

収益の多様化を図るため、引き続きインターネットによるホームトレードにも力を注ぎます。

(5) サービス付加価値の向上

お客様のライフマネジメントという観点からの資産運用のパートナーを目指し、担当社員のファイナンシャルプランニング能力の育成を図ります。

(6) コスト構造の見直し

全社的なコスト意識の徹底と合理化により経営の効率化を図り、お客様にご満足いただける手数料提示が出来る体制と致します。

(7) 商品先物取引の啓蒙

商品先物取引の資産運用手段としての有効性等を広く認知していただけるよう、著名な知識人を講師として経済講演会を各地で開催し、商品先物取引の積極的な啓蒙活動を通じて、市場の発展を図ります。

(目的)

第1条 この規則は、受託業務の適正な運営及びその管理体制について必要な事項を定め、委託者に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(管理組織)

第2条 受託業務に係る管理組織は次の通りとし、責任の明確化を図るため本店及び東京本部管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班を設置し責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
 - (1) 総括責任者は表見取締役または取締役とする。
 - (2) 統括責任者は、取締役または部長以上の管理部上席者とする。
 - (3) 管理担当班責任者は、本店、東京本部及び福岡支店は管理室長、その他の従たる営業所においては管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第4条第3項及び第10条第2項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 総括責任者が不在の際は、統括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 前各号の責任者は、管理本部所属の役職員とする。
7. 広告に係る管理責任者を置く。

(管理担当班の職務)

第3条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 「顧客カード」の整備
 - (2) 新規委託者における本人確認書（自動車運転免許証・健康保険証・住民票の写し等）の提出の確認
 - (3) 過去に恣意的に紛議を起した委託者の参入の防止
 - (4) 委託者の保護育成、自己責任原則、及び受託業務の適正な運営を図るため、取引開始後に委託者に直接電話又は訪問
 - (5) 委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速適切な措置
 - (6) 委託者の商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び理解度を確保するため、初回建玉日に「委託者の皆様へのアンケート」を送付して理解度をチェック
 - (7) 委託者からの苦情・紛議・相談に対する適切な対応
 - (8) 登録外務員等の委託者に対する連絡、情報提供等を掌握し、何らかの問題点があれば営業部門に対する指導
 - (9) 登録外務員に対する関係法令、諸規則、受託業務管理規則等に関わる遵守状況の監視及び指導
2. 統括責任者の職務は次の通りとする。
 - (1) 「口座開設申込書」「顧客カード」「理解度アンケート」等により、取引意志、理解度等を確認して受託の適否の審査
 - (2) 過去一定期間以上、商品先物取引の経験の無い委託者からの受注は第10条にもとづく審査
 - (3) 勧誘、審査記録の保存
 3. 苦情、紛議等に関しては統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告することとする。

(不適当な対象者の参入防止)

第4条 当社は、次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわないこととする。また、取引開始後にこれらに該当することとなった場合もしくは該当することが判明した場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、取引を速やかに精算することとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
- (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。但し、国内及び海外の商社は除く。
- (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、その他商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
- (6) 破産者で復権を得ない者。
- (7) 商品先物取引をするために借入れをしようとする者。

2. 当社は、次の各号に該当する者は商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者と規定し、それらの者に対しては原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行わないものとする。ただし、次項の要件を満たした場合は、この限りではない。

- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
- (2) 年間500万円以上の収入を有しない者。
- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
- (4) 30歳未満の若年者及び70歳を超える高齢者。
- (5) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取り扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者。

3. 前項第1号及び第2号に該当する者については第1号の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については第2号の例外要件を満たしている場合、同第4号の70歳を超える高齢者については第3号の例外要件を満たしている場合、同第5号に該当する者については第4号を満たしている場合であって、前項第1号から同第4号までに該当する者についてはそれぞれ自書により、自ら商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。

- (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。
- (2) 顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
- (3) 顧客が直近の3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引（金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等）の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること。
- (4) 顧客が申告した投資可能資金額が自己の資産であること。

4. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

5. 委託者が取引期間中に新たに第2項第1号及び第2号に該当することとなった場合は、第3項の手続きにより、勧誘及び受託の適否を審査するものとする。

6. 第1項及び第2項に該当しない者でも、担当責任者がその者の資金力、理解度等から判断して商品先物取引を行なうにふさわしくないと認めた者に対しては、委託の勧誘及び受注を行なわないこととする。

(勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止等)

第5条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本・支店等全社内にも周知徹底し、電話発信規制をかけて該当者には発信不能とするなど、それらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第6条 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- (1) 夜間又は早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間に亘る勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘

(口座開設申込書の徴収)

第7条 当社は、商品先物取引を行うに不適當な対象者の参入を防止し、適合性の高い参加者を得るため顧客の情報を的確に把握するものとし、「口座開設申込書」に次の各号に掲げる事項を設定して当該顧客から申告を受けるものとする。

- (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号
 - (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
 - (6) 商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度
 - (7) その他当社が必要と認めた事項
2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損失額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。
 3. 口座開設申込書の記載事項を基に顧客カードを作成するものとし、これらの記載事項に変更があった場合はその都度更新し、適切に管理するものとする。

(適合性の審査)

第8条 当社は、商品先物取引を行うに不適當な対象者の参入を防止するため、口座開設申込書等の顧客情報に基づき、統括責任者が適合性の審査を行うものとする。審査に当たっては、管理担当班責任者が口座開設申込書の情報を確認し、統括責任者に審査を申請するものとする。統括責任者は、口座開設申込書及び申請書面をもって審査し、勧誘の継続及び受託の適否を判断するものとする。

2. 前項の審査による統括責任者の承認があるまでは、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。
3. 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(説明義務の履行)

第9条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10~30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること

- (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(未経験者の取引に係わる保護育成措置)

第10条 当社は、商品先物取引の経験が直近の過去3年以内に延べ90日未満の者を未経験者として取り扱うこととし、これらの委託者に対しては最初取引を行う日から3ヵ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は顧客自身の責任と判断により行うものであることの自覚を促す等、十分な配慮をもって対応するものとし、必要に応じて各支店管理担当者、管理担当班責任者が面談の上顧客の質問に応じる等、その理解の促進に努めるものとする。
 - (2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が口座開設申込書により顧客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限するものとする。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金等は含まない。
2. 前項第2号の制限について、当該未経験者本人がこれを超える取引を希望する場合には、当該委託者が、商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、これらの内容について総括責任者が審査し、これを承認したときは、前項第2号の規程にかかわらず制限取引数量を超えて受託することができる。
3. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。
4. 未経験委託者の保護期間内における投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。

但し、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合には、第4条第3項の投資可能資金額を超える取引に係る手続きにより審査し、総括責任者の承認を得るものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第11条 調査対象者を平成15年4月1日以降の全ての新規委託者とする。

- 2. 調査業務は、管理部が中心となり、調査に関して営業部は全面的な協力する。
- 3. 調査の開始は、実入金額が3,000万円を超えた委託者を対象とし、その調査方法は当該委託者の実入金額に応じて3段階に区分して下記の通り実施する。

但し、実入金額が3,000万円を超えていない委託者であっても、年齢・職業・年収等を考慮して統括責任者が調査を必要と判断した場合は、調査を開始する。

(1) 3,000万円を超えた委託者	管理室長または本・支店長が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。
(2) 5,000万円を超えた委託者	管理部長もしくは統括責任者が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。
(3) 1億円を超えた委託者	外部機関（興信所等）により調査する。

- 4. 調査した結果は全てを記録に残し10年間保存する。
- 5. 調査の結果不正資金流入による取引であることが判明した場合は、その後の入金を断ると共に、速やかに建玉を決済するよう委託者に要請する。

(取引本証拠金等の額に係る措置)

第12条 取引本証拠金等の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 2. 取引本証拠金等の額に係る社内責任者を統括責任者と定め、その内容については社内に周知徹底させるとともに、委託者に通知し、その記録を3年間保存する。
- 3. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。

(受託業務に於ける禁止行為)

第13条 商品先物取引の委託の勧誘及び受注にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する懲戒および管理責任)

第14条 第13条に掲げる禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規程により、これを懲戒する。

2. 管理本部長及び営業本部長は、登録外務員等の受託業務に係る管理責任を負う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第15条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出することとする。

附 則

本規則は、平成10年9月1日より施行する。

附 則

本規則は、平成11年4月1日より施行する。(第2条、第6条、第7条及び第10条を改正。)

附 則

本規則は、平成12年4月1日より施行する。(第4条を改正。)

附 則

本規則は、平成12年5月22日より施行する。(第2条、第7条を改正。)

附 則

本規則は、平成13年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則

本規則は、平成13年10月1日より施行する。(第2条、第7条を改正。)

附 則

本規則は、平成15年4月1日より施行する。(第2条、第8条を改正。)

附 則

本規則は、平成15年6月6日より施行する。(第9条、第10条、第11条、第12条を改正。)

附 則

本規則は、平成16年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則

本規則は、平成17年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則

本規則は、平成17年5月1日より施行する。

(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条第11条、第12条を改正。)

附 則

本規則は、平成17年9月1日より施行する。

(第2条、第4条、第5条、第6条、第7条第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第13条、第14条、第15条を改正。)

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
244名	58名	80名	222名

(注) 役員及び出向社員を除いております。

⑦ 委託者に関する事項

期委託者 首数	新規委託者数	期末委託者 数
2,083名	1,656名	1,879名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦 申 出 事 由	件 数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勸誘時に係るもの	8	8	0	0	0
取引に係るもの	39	20	1	1	17
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	47	28	1	1	17

- (注) 1. 「苦情」とは、受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。
 4. 上記苦情件数の中には斡旋に移行したものも含む。

紛 争 申 出 事 由	件 数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勸誘時に係るもの	1	0	0	0	1
取引に係るもの	3	2	0	0	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	4	2	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは、受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争の仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。
 4. 上記紛争件数の中には訴訟に移行したものも含む。

⑨ 訴訟に関する事項

平成 18 年 3 月末現在、委託者が当社に対して訴訟を提起したものが 21 件あり、そのうち和解 1 件、現在係争中の訴訟は 20 件です。

訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
21件	0件	1件	20件

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

株式会社 コムテックス

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,736,599	流 動 負 債	11,647,549
現金及び預金	6,460,823	短期借入金	1,010,000
委託者未収金	31,222	1年内返済予定長期借入金	1,110,000
有価証券	326,096	1年内返済予定社債	200,000
前払費用	7,395	預り証拠金	8,781,063
保管有価証券	600,896	受託業務預り金	120
差入保証金	7,949,068	未払先物取引差金	25,845
委託者先物取引差金	2,122,561	未払金	9,834
預託金	400,000	未払費用	263,454
繰延税金資産	120,327	預り金	247,230
短期貸付金	2,650	固 定 負 債	898,000
未収先物取引差金	6,409	長期借入金	898,000
未収消費税	31,079	特別法上の準備金	669,693
未収入金	302,582	商品取引責任準備金	669,693
仮払金	52,934	(商品取引所法第221条)	
未収収益	331,463		
貸倒引当金	△ 8,912		
固 定 資 産	2,121,379	負 債 合 計	13,215,242
有形固定資産	72,695	(資 本 の 部)	
構築物	23,526	資 本 金	1,500,000
車両	8,945	資本剰余金	222,072
器具及び備品	40,223	資本準備金	222,072
無形固定資産	38,358	利益剰余金	5,920,664
電話加入権	19,333	利益準備金	110,000
ソフトウェア	19,025	任意積立金	3,500,000
投資その他の資産	2,010,325	当期末処分利益	2,310,664
投資有価証券	14,227		
子会社株式	494,492		
出資金	295,850		
長期未収債権	14,342		
長期差入保証金	849,306		
長期貸付金	7,724		
長期前払費用	3,926		
繰延税金資産	288,366		
その他の投資	56,433		
貸倒引当金	△ 14,342	資 本 合 計	7,642,736
資 産 合 計	20,857,979	負 債 及 び 資 本 合 計	20,857,979

② 損益計算書

損 益 計 算 書(自 平成 17 年 4 月 1 日)
(至 平成 18 年 3 月 31 日)

株式会社 コムテックス

(単位：千円)

		科 目	金	額
経 常	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益		
		受 取 手 数 料	7,517,676	
		商 品 売 買 損 益	332,755	
		そ の 他 の 営 業 収 益	338,902	8,189,335
		営 業 費 用		
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,545,942	6,545,942
		営 業 利 益		1,643,392
損 益 の 部	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息	3,399	
		受 取 配 当 金	4,130	
		有 価 証 券 売 却 益	59,358	
		有 価 証 券 評 価 益	49,325	
		為 替 差 益	15,162	
		雑 収 入	7,459	138,836
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	51,996	
		雑 損 失	37,610	89,607
		経 常 利 益		1,692,621
特 別 損 益 の 部	特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	18,983	
		固 定 資 産 売 却 益	171	19,155
		特 別 損 失		
		固 定 資 産 売 却 損	2,826	
		固 定 資 産 除 却 損	23,841	
		ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1,302	27,970
		税 引 前 当 期 純 利 益		1,683,806
		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	644,709	
		法 人 税 等 調 整 額	10,268	654,977
		当 期 純 利 益		1,028,828
		当 前 期 繰 越 利 益		1,922,336
		自 己 株 式 消 却 額		640,500
		当 期 未 処 分 利 益		2,310,664

③ 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。
- (2) 保管有価証券・・・商品取引所施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----------|
| 利付国債証券 | 額面金額の85% |
| 株券(一部上場銘柄) | 時価の70%相当額 |
| 倉荷証券 | 時価の70%相当額 |
- (3) 子会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。
- (4) その他有価証券
- | | |
|---------|--|
| 時価のあるもの | ・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 |
| 時価のないもの | ・・・移動平均法に基づく原価法によっております。 |

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産・・・定率法によっております。
- (2) 無形固定資産・・・定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) 長期前払費用・・・均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

5. 収益の計上基準

- (1) 受取手数料・・・委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
- (2) 商品売買損益
- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 商品先物決済損益 | ・・・取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。 |
| 商品先物評価損益 | ・・・取引を時価評価したときに計上しております。 |

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税の会計処理

税抜方式で処理しております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえその他の流動負債に含めて表示しております。

④ 会計処理の変更

受取手数料の計上基準の変更

商品先物取引

「委託者が取引を転売または買戻しおよび受渡しにより決済したときに計上」から「委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上」に変更いたしました。この変更は、商品先物取引業統一経理基準の改正(平成17年5月施行)によるものであります。

これに伴い、当会計期間の営業収益は331,463千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は同額増加しております。

⑤ 追加情報

当事業年度に商品取引所法等の改正に伴う「商品先物取引業統一経理基準」が改正されたことに伴い、財務諸表等の様式が改定されております。

貸借対照表関係

従来、商品取引責任準備金相当額を日本商品先物取引協会へ金銭で預託していましたが、同協会の「商品取引責任準備金の積み立て等に関する規則」の改正により、自社の預金口座に積み立てております。これに伴い、従来「商品取引責任準備預託金」として計上していましたが、「現金及び預金」として計上することとしました。

この結果、従来の方法によった場合と比べ「現金及び預金」は、669,693千円増加しております。

⑥ 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する金銭債権債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額

223,033 千円

3. 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピュータ、通信機器及び車両があります。

4. 主な外貨建資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	117,358 千円	(999 千US\$)
差入保証金	6,096 千円	(51 千US\$)
合 計	123,454 千円	

5. 担保に供している資産及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

定期預金	1,880,000 千円	(差入先：金融機関)
合 計	1,880,000 千円	

対応する債務の内訳

短期借入金	1,010,000 千円	
長期借入金	2,008,000 千円	(1年内返済予定長期借入金含む)
合 計	3,018,000 千円	

6. 取引証拠金等の代用として次の資産を㈱日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	548,246 千円
--------	------------

7. 商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は116,438千円であります。

なお、同施行規則第98条に基づく、委託者資産保全措置額は1,000,000千円であります。

8. 委託者未収金のうち、無担保のものは23,255千円であります。うち発生から1年を経過しているものは14,342千円であり、投資その他の資産の長期未収債権に計上しております。

9. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。

10. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、㈱日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

11. 商法第290条第1項第6号の規定により増加した純資産額はありません。

12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書関係)

1. 受取手数料の内訳
- | | |
|--------|--------------|
| 商品先物取引 | 7,517,676 千円 |
| 合 計 | 7,517,676 千円 |
2. 売買損益の内訳
- | | |
|----------|------------|
| 商品先物決済損益 | 398,854 千円 |
| 商品先物評価損益 | △66,098 千円 |
| 合 計 | 332,755 千円 |
3. 1株当り当期純利益
- 284 円 48 銭
4. 減損損失はありません。
5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

⑦ 利益処分計算書

平成18年6月28日付株主総会において、次のとおり利益処分が承認されております。(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	2,310,664,088
これを次のとおり処分いたします。	
別 途 積 立 金	1,000,000,000
株 主 配 当 金	103,320,000
1株につき30円	
次 期 繰 越 利 益	1,207,344,088

⑧ 監査報告書

当社は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第51期営業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案ならびに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について友朋監査法人により監査を受けており、平成18年5月29日付にて適法意見を受けております。

⑨ 財務比率

項 目	比 率
(a) 純資産率 [純資産額/リスク額×100]	463 %
(b) 自己資本率 [自己資本/資本金×100]	510 %
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	37 %
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	54 %
(e) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	151 %
(f) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	161 %

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{リスク額(※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(※)}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産額と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期的に支払期限の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

[追加情報]

平成18年4月1日以降、次のとおりに変更されております

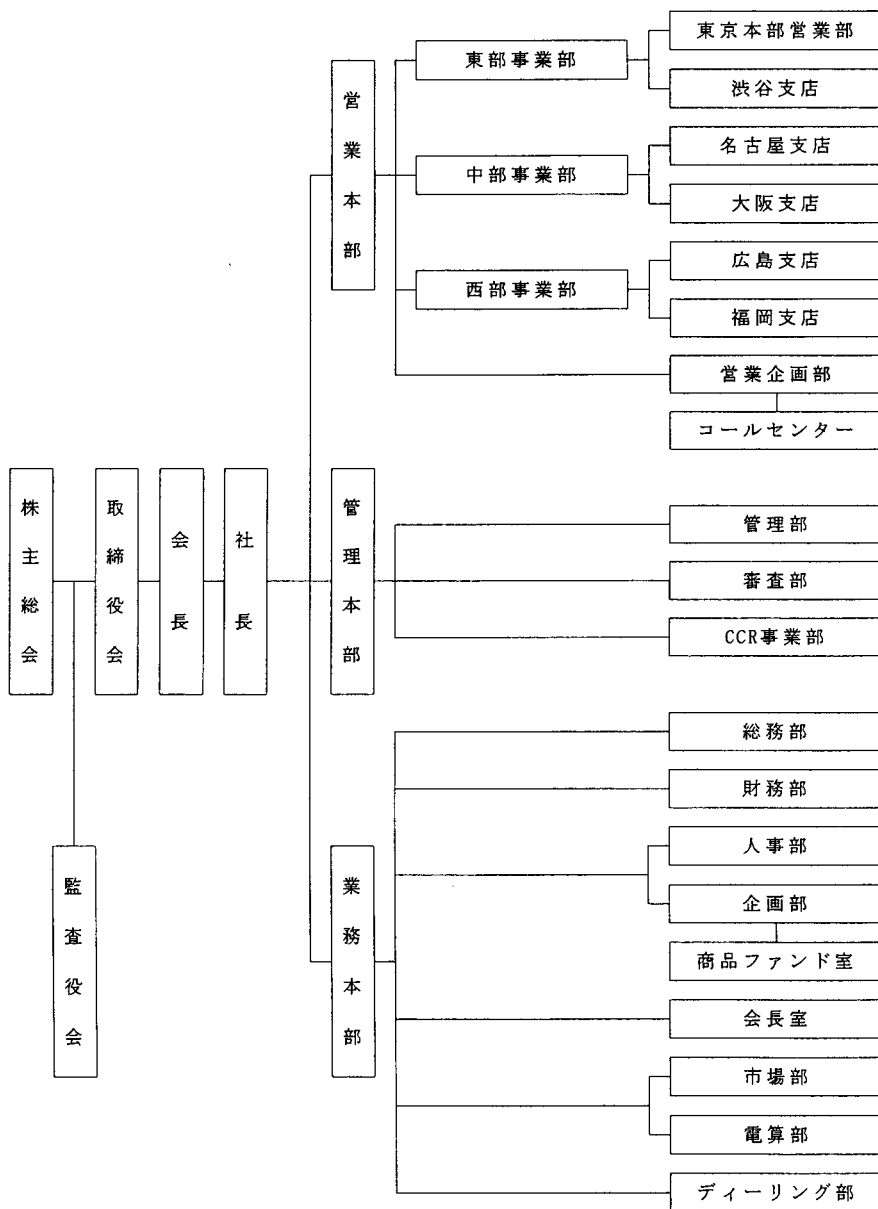
1. 会社の概況

④事業の内容

(1) 経営組織

平成18年4月1日 管理本部を再編成し、業務本部・管理本部とし、業務本部にディーリング部を新設。営業本部においては、本店営業部を大阪支店に統合。

平成18年7月1日 コールトレード取引の受注窓口としてコールセンターを新設。



(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令「16 総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16 商第1号」)

取引所名	市場名	上場商品名
東京穀物商品取引所	農産物	小豆、一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆オプション、とうもろこしオプション、生糸、野菜
	砂糖	粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所	貴金属	金、銀、白金、パラジウム、金先物オプション
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	ゴム (RSS 3号)
	石油	ガソリン、灯油、原油、軽油
中部商品取引所	石油	ガソリン、灯油、軽油
関西商品取引所	農産物	小豆、NON-GMO大豆
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数、コーヒー指数
	水産物	冷凍えび
大阪商品取引所	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	ゴム (RSS 3号、TSR 20)
	天然ゴム指数	天然ゴム指数
	ニッケル	ニッケル
福岡商品取引所	農産物	小豆、IOM一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、プロイラー

(注) 平成18年4月3日付での横浜商品取引所と東京穀物商品取引所との合併に伴い、東京穀物商品取引所の農産物市場における上場商品に生糸及び野菜が追加されました。

(注) 福岡商品取引所の小豆は平成17年9月1日より取引を休止しています。

東京工業品取引所の軽油は平成18年2月24日より取引を休止しています。

福岡商品取引所のIOM一般大豆は平成18年6月1日より取引を休止しています。

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	桜井 明 (昭和13年1月19日生)	1,243
代表取締役 社長	小椋 洋 (昭和30年1月30日生)	27
常務取締役 (営業本部長)	豊福 康介 (昭和38年7月1日生)	19
常務取締役 (業務本部長 兼財務部長)	吹田 初 (昭和25年10月29日生)	5
取締役 (西部事業部長)	別宮 伸一 (昭和39年3月30日生)	20
取締役 (中部事業部長)	松岡 敏之 (昭和34年10月9日生)	20
取締役 (東部事業部長)	阿部 信一郎 (昭和36年1月10日生)	17
取締役 (管理本部長)	伊藤 一夫 (昭和23年1月10日生)	2
取締役 (管理部長)	安藤 学 (昭和36年10月4日生)	15
取締役 (企画部・人事部長)	佐々木 紳 (昭和30年6月29日生)	6

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	所有株式数 (千株)
取 締 役 (市場部・電算部長・ ダイリング部長)	西 川 秀 行 (昭和33年12月21日生)	9
取 締 役 副 会 長 (非 常 勤)	伊 藤 進 (昭和22年5月21日生)	10
取 締 役 (非 常 勤)	桜 井 治 (昭和23年5月12日生)	-
監 査 役 (常 勤)	前 田 忍 (昭和26年1月2日生)	1
監 査 役 (非 常 勤)	曾 我 乙 彦 (昭和12年9月3日生)	-
監 査 役 (非 常 勤)	田 中 成 人 (昭和12年9月16日生)	-
計	16 名	1,394

- (注)
1. 監査役曾我乙彦、田中成人両氏は、会社法第2条第1項第16号に定める社外監査役であります。
 2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
 3. 小椋 洋は平成18年4月1日付で代表取締役社長に就任しております。
 4. 伊藤 進は平成18年3月31日付で代表取締役社長を辞任し、平成18年4月1日付で取締役副会長（非常勤）に就任しております。
 5. 豊福康介は平成18年4月1日付で常務取締役（営業本部長）に就任しております。
 6. 吹田初は平成18年4月1日付で常務取締役（業務本部長兼財務部長）に就任しております。
 7. 松岡敏之は平成18年4月1日付で取締役（中部事業部長）に就任しております。
 8. 阿部信一郎は平成18年4月1日付で取締役（東部事業部長）に就任しております。

2. 営業の状況

⑤ 受託業務管理規則

コンプライアンスの徹底と適正な受託業務を確保するため「受託業務管理規則」に加え、新たに「受託業務管理規則に係る勧誘規程」「受託業務管理規則に係る審査規程」を制定しました。

受託業務管理規則に係る勧誘規程

当社は受託業務管理規則に基づき適正な受託業務を行うために、顧客から取引の受託を行うにあたっては、顧客の意思を尊重し、当該顧客の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう次のことを厳守するものとする。

1. 勧誘に先立っての告知について

当社は、勧誘に先立って次の告知を行うものとする。

- (1) 会社名および自らの名前を告げること。
- (2) 商品先物取引の勧誘であることを明確に告げること。
- (3) 現物の商品や有価証券の取引と混同することのないように告げること。
- (4) 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認すること。
- (5) 商品先物取引の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表明した者に対し、その後改めての勧誘は行わないこと。

2. 顧客の意思の確認

- (1) 勧誘の前に「これから商品先物取引の勧誘をさせていただいてよろしいですか」等の質問を行うことによって、勧誘を受ける意思があるかを問いかけ、その質問に対する意思表示を、明示的に確認することで行うものとする。
- (2) 勧誘拒否者に対する再勧誘は禁止する。
- (3) 勧誘を受ける意思表示をした者については、見込客カードを作成し、意思表示の内容を記載する。
- (4) 見込客カードについては、上席者が日々チェックを行い、勧誘対象者としてふさわしいかどうか確認する。
- (5) 契約に至った場合は、見込客カードを管理担当責任者に提出するものとする。

3. 勧誘拒否者に対する再勧誘の未然防止措置

- (1) 勧誘拒否者については、遅滞なく、発信規制申請書を作成する。
- (2) 発信規制申請書には日時、氏名、住所、電話番号等を記入し、管理担当責任者に提出するものとする。
- (3) 管理担当責任者は、発信規制申請書に基づいて電話発信に規制をかけ、再勧誘が起きないように防止措置を講ずる。
- (4) 管理担当責任者は、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号について本店および支店に周知し、全社内に再勧誘が起きないように未然防止を徹底する。
- (5) 勧誘拒否者リストについては、本社管理室にて徴収し保存する。

4. 名簿の一元管理による再勧誘の未然防止措置

当社は、勧誘に使用する名簿の購入、配布、管理および監督は営業推進室長が一元して行い、勧誘拒否者に対して、別社員による再勧誘を未然に防止する。

5. 迷惑な仕方での勧誘の禁止について

当社は、以下のような迷惑な仕方での勧誘は行わないものとする

- (1) 勧誘を受けた者に迷惑を覚えさせるような時間帯(午後9時～翌午前8時)に電話または訪問による勧誘を行うこと。
ただし、事前に了解を得ている場合を除く。
- (2) 勧誘を受けた者の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。
- (3) 勧誘を受けた者が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。
- (4) 勧誘を受けた者を威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような行為や言動を行うこと。

(注) 勧誘を受けた者に、声を上げたり乱暴な言葉を使ったりして、相手方に不安の念を生じさせる言動はこれに該当する。

6. 受託契約の締結前の書面の交付について

受託締結前の下記の書面の交付は、書面を直接手渡すかまたは郵送等の方法によって行う。

(1) 事前に交付すべき書面

- ① 商品先物取引—委託のガイド
- ② 受託契約準則
- ③ 取引本証拠金額一覧
- ④ 委託手数料額一覧

7. 契約締結に際しての説明義務

当社は、勧誘を受ける意思を表示した者に対し、前6項で定める書面を交付した上で、次の各項目について説明し、理解が得られたことを確認するものとする。

(1) 商品先物取引の仕組み・リスク等の説明および理解の確認

- ① 商品先物取引は、現物取引と異なり取引証拠金の10倍～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- ② 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあること。
- ③ 前(1)号①、②の事項を説明した後、理解していることを書面で確認するものとする。

(2) その他事項の説明および理解の確認

- ① 前(1)項の後、商品取引所法施行規則第104条(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)に定められた事項について説明するものとする。
特に、以下の点に留意すること。
 - (イ) 取引証拠金等の個々について、その種類および額ならびにその預託および返還の時期を説明すること。
 - (ロ) 委託手数料については、取引の損益に関わらず新規、仕切りの双方に必要なことおよびその額と徴収の時期を説明すること。
 - (ハ) 商品取引員の禁止行為のうち、商品取引所法第214条第8号(両建)については、理解ができるように解りやすく説明すること。
 - (ニ) 取引は自己責任の原則で行うものであることならびに建玉数に制限枚数があること、さらに損益の計算方法および決済方法について説明すること。
- ② 前①(イ)～(ニ)の事項を説明した後、理解が得られたことを書面にて確認するものとする。なお、理解が十分でないと思われる場合は再度説明し、改めて書面にて確認するものとする。

8. 本人確認書の徴収

健全な顧客の参入を図るため、委託者に住所、氏名、生年月日等を確認するとともに、本人確認書(自動車運転免許証等の公的書類)の写しを徴収するものとする。また、顧客が法人の場合は、履歴事項全部証明書等および取引執行者の本人確認書類の写しを徴収する。

9. 取引内容理解度の確認

顧客が、「商品先物取引—委託のガイド」、「受託契約準則」等の関係書面の交付を受けかつその説明を受け、商品先物取引の内容を理解しているかについては、「口座開設申込書」、「商品先物取引理解度確認アンケート」等により、理解度を確認し、受託の適否については、受託業務管理規則に基づき審査を受けるものとする。

10. 勧誘の前提となる顧客の属性の把握

- (1) 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘、次11項に該当しないかどうかの判断を行うために、適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験および財産の状況に関する情報の提供を求め、属性の把握に努める。
- (2) 勧誘および審査の過程で、適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- (3) 担当外務員は、顧客の申告に基づいて顧客カードを作成し、管理担当責任者は適切に管理する。また、その情報に変更があったときはその都度更新するものとする。
- (4) 契約締結後および取引継続中の顧客が適合性を有しなくなったと本人または親族より申出があった場合、管理担当責任者は適合性について再調査を開始する。調査の結果、適合性がないと判断された場合は、勧誘および新たな取引の受託は行わないこととし、取引の清算等必要な措置を行う。

11. 原則として不適当な顧客の参入防止

(1) 常に不適当と認められる勧誘

次に掲げる者に対しては、勧誘および受託を行わないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 商品先物取引を借入れにより行おうとする者

(2) 原則として不適当と認められる勧誘

- ① 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により主として生計を維持している者

(注) 「生計を維持している」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

- ② 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者
- ③ 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

(注) 取引を継続するために追証拠金等を預託することにより取引証拠金等の金額が投資可能資金額を超えることとなる場合、顧客に対し追証拠金等を預託して取引を継続するよう勧める行為は、原則として不適当と認められる勧誘に該当する。

- ④ 30歳未満の若年者及び70歳を超える高齢者

(注) 70歳以下の高齢者については、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、また、説明を行った商品先物取引の仕組、リスク等を十分に理解しているか等について、担当外務員が説明した内容について、管理担当責任者が顧客を訪問して直接質問する等、理解力等について、特に厳格に審査して判断することとする。

- ⑤ 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取り扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者。さらに、厳格な審査を経て取引を開始した場合であっても、担当外務員ならびに管理担当責任者は、当該顧客の損益状況等を常時確認すること。

12. 新規委託者の啓蒙および育成措置

新規委託者については、商品先物取引に関する知識、理解度および習熟度を勘案した上で、適正な受託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

13. 受託等業務における禁止行為

- (1) 受託等業務を行うものは、受託業務管理規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「商品取引所法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。
- (2) 前(1)号に違反した者は懲罰規程に基づき、懲戒する。

附 則

1. 本規則は平成18年5月19日より実施する。
2. 一部を改正し、平成18年8月1日より実施する。

受託業務管理規則に係る審査規程

当社は、商品先物取引に係る個々の顧客の投資の経験、年齢、職業、収入、資産の状況に適合した健全な受託を確保するために、他部門と独立した管理本部の中に審査部を置き、適合性の原則に照らして審査するものとする。

(審査の目的)

審査は、不適当な顧客の参入および不適切な受託を防止するため、審査基準に基づき厳格に行わなければならない。

(審査の対象)

1. 総括責任者による審査

- (1) 原則として不適当な対象者に対して、勧誘および受託に係る例外要件を満たしているか。
- (2) 顧客から、投資可能資金額を増額したい旨の申出があったとき、例外要件を満たしているか。
- (3) 顧客から、未経験者の保護育成措置を解除したい旨の申出があったとき、商品先物取引の理解度および習熟度が客観的に確認できるか。
- (4) 顧客が、取引中に適合性原則を満たさなくなったとき、あるいは親族よりその申出があったとき。

2. 統括責任者による審査

口座開設の申込みにあたり、前項(1)に関わるもの以外の者の適合性を審査する。

(不適当な顧客の参入防止に係る審査の概要)

1. 営業部社員は、審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により収集するとともに、商品先物取引理解度確認アンケート等の関係書類により理解度を確認し、管理担当責任者に提出する。
2. 管理担当責任者は、顧客の年齢、職業、年収および資産の状況、商品先物取引およびその他の投資経験の有無らびに投資可能資金額等の属性情報に基づき、当該顧客の適合性を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合は、審査申請書を添えて総括責任者および統括責任者に提出して、適合性の審査を受ける。
3. 総括責任者および統括責任者は、審査結果(審査日、受託の適否、その判断理由等)を適合性審査申請書に記録し、管理担当責任者および営業部社員に通知する。
4. 担当営業部社員は、総括責任者および統括責任者から受託に適さないとの通知を受けた場合、当該顧客に報告するとともに勧誘をしてはならない。
5. 総括責任者および統括責任者は、受託することが適当であると判断した場合でも、特段の事情がない限り、顧客が申告した投資可能資金額が当該顧客の流動資産の上限の50%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。
6. 総括責任者および統括責任者は、原則として不適当な対象者の例外要件を認め、受託することが適当であると判断した場合でも、顧客が申告した投資可能資金額が当該顧客の流動資産の上限の40%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。

(不適当な顧客の参入防止に係る審査の基準)

1. 不適当な顧客の参入を防止するため審査に必要な書類は次のものとする。

(1) 口座開設申込書

口座開設申込書には、次の事項を顧客が自書し、申込みを受けるものとする。

- ① 申込日
- ② 氏名、年齢、性別、生年月日
- ③ 家族構成
- ④ 住所および住居の形態
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 職業および勤務先住所、勤務先での所属部署および役職(自営業の顧客はその業種)
- ⑦ 投資経験

ア 商品先物取引の経験の有無

経験有りの顧客は、取引会社名および運用金額らびに、直近の3年以内のべ90日以上の取引経験(以下、「特例経験者」という。)の有無

イ 株式取引の経験の有無

経験有りの顧客は、取引会社名および取引年数ならびに信用取引の経験の有無

ウ その他の投機的な金融取引の経験の有無

経験有りの顧客は、取引会社名および取引年数

⑧ 流動資産の状況

ア 預貯金額

イ 金融資産金額

⑨ その他の固定資産の有無

⑩ 年収金額(税込み)

⑪ 収入の形態

⑫ 初回取引予定銘柄、建玉予定枚数および投資予定金額

⑬ 投資可能資金額

(2) 商品先物取引理解度確認アンケート

商品先物取引理解度確認アンケートには、次の設問を顧客が回答し、理解度を確認するものとする。

- ① 勧誘に先立ち告知および勧誘を受ける意思の確認がなされたか
- ② 再勧誘を受けていないかおよび迷惑な勧誘でなかったか
- ③ 商品先物取引のレバレッジ性および証拠金等以上の損失の可能性の理解
- ④ 追証等の計算方法および相場の対処方法の理解
- ⑤ 取引証拠金等の種類、発生事由および返還の時期等の理解
- ⑥ 断定的判断の提供の有無
- ⑦ 委託手数料の額や徴収時期および取引形態による相異の理解
- ⑧ 商品取引員の禁止行為の理解および問合せ、相談先の説明
- ⑨ 自己責任原則および一任勘定の禁止に関する理解
- ⑩ その他重要説明事項に関する理解

2. 原則として不適当な対象者についての審査は、前項(1)(2)号の書類に加えて、顧客が自書した申出書を必要とし、その記載内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。

- (1) 口座開設申込者が、恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている場合および年収が500万円未満の場合ならびに30歳未満の場合
 - ① 年収および流動資産の金額が具体的なもの
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
- (2) 口座開設申込者が、71歳以上で特例経験者またはレバレッジ性の高い金融取引を特例経験者と同等以上の期間経験している場合
 - ① 前(1)号①、②に加えて、投資経験の具体的な内容
- (3) 口座開設申込者が、金融機関に勤務、公共団体の出納取扱者および一般企業の経理または財務部門に所属している場合
 - ① 前(1)号②に加えて、その職務の形態と自己責任原則の認知
- (4) 口座開設申込者が、前(1)、(2)号に該当するときは、管理部社員が顧客と面談して、その所見を記した事前面談報告書を添付する。

(不適切な受託の防止に係る審査の基準)

1. 投資可能資金額を増額の申出があったとき、例外要件を満たしているかの審査には、顧客が自書した申出書を必要とし、その記載内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。
 - (1) 当社での取引により決済利益を増額の対象とする場合
 - ① 決済利益の額と増額対象の金額
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
 - (2) 新たな流動資産(実入金を伴うもの)から増額の対象とする場合
 - ① 顧客本人しか知り得ない、具体的な流動資産の内容の申告
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知

- ③ 年収500万円未満の顧客からの申請は、前号①、②の要件が記された申出書の他に、その資産状況が客観的に証明できる預金通帳等の資料を徴収し、厳格に行う。
 - ④ 流動資産(中間値)を超える顧客からの申請は、前号①、②の要件が記された申出書に加えて、資金事情についての詳細を聴き取り調査した上で、厳格に行う。
 - ⑤ 保護育成措置(習熟)期間内での申請は認めない。
2. 保護育成措置期間内の顧客から、保護育成措置解除を希望する申出があったとき、理解度および習熟度を客観的に判断するため、顧客が自書した申出書およびテスト形式の添付書類を必要とし、その記載および回答の内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。
- (1) 自書による申出書
 - ① 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
 - (2) FUTURES EXAMINATION 解答書
 - ① 管理担当責任者が採点し、得点が90点以上のもの

(取引中の顧客の再審査)

営業部社員および管理担当責任者は、顧客あるいはその親族から適合性の原則の要件を満たさなくなったとの申出があった場合、遅滞なく総括責任者または統括責任者に報告することとする。

総括責任者または統括責任者は、顧客の事情に応じて審査を行い、適切な措置を行う。

附 則

- 1. 本規則は平成18年5月19日より実施する。
- 2. 一部を改正し、平成18年8月1日より実施する。